

## 歩行訓練セミナー (1)

### 歩行指導員の養成及び実態

社会福祉法人 日本ライトハウス・  
職業生活訓練センター  
主任 芝田 裕一

歩行指導員の養成は、現在、日本ライトハウスが厚生省の委託を受けて実施している盲人歩行指導員養成講習会においてのみ行なわれている。この講習会は毎年8月から12月にかけて約4ヶ月にわたって行なわれ、受講定員は15名である。受講資格、講習内容（昭和55年度分）などを次に述べる。

#### 受講資格

- 1)社会福祉事業（盲教育を含む）に従事している者で当該施設長（学校長）の推せんがある者。
- 2)両眼とも矯正視力が1.0以上で視野に支障のない者。
- 3)大学卒または高校卒以上で大卒者と同等の学力を有すると施設長が認める者。
- 4)当該施設で歩行訓練業務に従事することが確実な者。
- 5)過酷な実技訓練を実施するため体力に自信がある者。

#### 講習内容

- 1)実技——受講者にアイマスクをさせ、体験的歩行訓練を行ない、実際の移動に必要な白杖の使用諸技術、環境内における自分自身や目的地の位置を定めるため視覚以外の残存感覚を効果的に使用する方法、環境よりさまざまな情報や手がかりを確実に入手する方法などを指導目的とする。この指導により上記の各技術方法を修得するだけでなく視覚障害者が歩行する上で、何が安全で、何が危険か、いかに歩行すべきかなど、歩行方法について必要事項を身体で学びとることができる。  
実施方法としては、実技専任講師1名が受講者1名を指導するマンツーマン形式で行なう。
- 2)講義——受講者が歩行指導員となるには、まず視覚障害の心身を知ること、及び彼らが社会復帰する上で克服しなければならない課題や取り巻く社会環境を理解することが必要である。この理解の中で歩行訓練の意義をとらえるよう指導することが目的である。

- 3) 実習——受講者が実技や講義で習得した諸技術と方法及び知識をいかし、実際に当施設の現場で視覚障害者の歩行訓練の指導にあたらせ指導経験豊かな歩行指導員の養成を目的として実習を行なう。  
内容としては、受講者が当職業生活訓練センター歩行指導員の監督指導を受け、講習会の前半は実際の歩行訓練の見学研修を行ない後半は当施設訓練生の歩行訓練指導にあたらせる。
- 4) 盲導犬および超音波メガネの見学研修——本講習会では白杖および手引きによる視覚障害者の歩行技術方法を教育する指導員の養成を目的としているが、この他に盲導犬、エレクトロニクスを利用した歩行補助具として超音波メガネがある。これらの使用方法について当施設盲導犬訓練士ならびに歩行指導員の監督指導を受け研修を行なう。
- 5) 歩行訓練を除く生活訓練の見学研修——アメリカでは歩行指導員の養成と共に近年歩行訓練を除く生活訓練を指導するリハビリテーションティーチャーの養成が行なわれている。このため本講習会では他の生活訓練にも受講者の理解を深めるため、この見学研修を行なう。  
内容としては受講者が当訓練センター生活指導員の指導を受け、感覚訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練、調理訓練の見学研修及びアイマスクをかけた体験実習を行なう。
- 6) 研究発表——受講者が視覚障害者のリハビリテーションについて洞察をより深めるため受講者に自由時間を利用させ実技専任講師の監督指導のもとで視覚障害者リハビリテーションにおける一課題を選び小論文にまとめセミナーでこれを発表させる。
- 7) セミナー——セミナーは実技専任講師の監督指導のもとに受講者が本講習会で受けた各科目について、質疑応答させる他、まとめた小論文を発表させるなど更にその理解度を高めることを目的として行なう。
- 8) 資料講読——実技専任講師の指導のもとで余暇の時間を利用し受講者の当該施設が持つ特殊な問題に関する研究資料の講読及びチェックリストの作成、他施設の見学研修を行なう。

以上のような内容で講習会は実施されている。

しかし、現在、アメリカでは大学院（一部大学）に歩行指導員及びリハビリテーションティーチャー（歩行以外の生活訓練指導員）の養成コースを設置し、1年ないし2年という長期にわたって質の高い養成訓練を行なっている。わが国でも講習

会形式の養成よりも学校形式による基礎からの指導員養成を実施しなければならない。可能であれば、公的な指導員養成をまだ行っていない他の生活訓練（点字、感覚訓練、日常生活訓練など）も含めた指導員養成を教員養成と同等に考え、大学レベルで行なっていく必要がある。

次に指導員数（講習会受講者）であるが、表1は各期（年度）別にあらわしたものである。このうち、第1期と第8期には台湾から各々1名ずつ受講している。現在までに講習会受講者は147名におよんでいるが、すでに視覚障害関係の業務から

期	年度	受講者数	
第1期	1970年度（昭45）	12名	註1
第2期	1972年度（昭47）	13名	
第3期	1973年度（昭48）	14名	
第4期	1974年度（昭49）	14名	
第5期	1975年度（昭50）	22名	
第6期	1976年度（昭51）	16名	
第7期	1977年度（昭52）	16名	
第8期	1978年度（昭53）	14名	
第9期	1979年度（昭54）	10名	
第10期	1980年度（昭55）	14名	
		145名	
		2名	註2
合計		147名	147名

註1—第1期はAFOB（現 HKIヘレンケラー・インター・ナショナル）の協力を得て行ない、第2期より厚生省の委託事業となった。

註2—本講習会の受講者ではないが指導に携った者。

離れている者が25名おり、現在も、なんらかの形で視覚障害関係の業務に従事している受講者（指導員）は122名である。その122名の内わけは、成人施設70名、盲児施設19名、盲学校21名、その他（病院、更生相談所など）11名となっている。表2はそれを都道府県別に、表3は地方別（百分率）に示したものである。これを見ると指導員のほとんど（71%）が関東、近畿地方に集中し、九州を除く他の地方（北海道、東北、中国、四国）の指導員の不足、不在が目立っている。九州地方は絶対数は少ないながらも比較的各県によく分散している。都道府県別にみれば、大阪が

表2 都道府県別指導員					
地方	都道府県	指導員	地方	都道府県	指導員
北海道	北海道	4	近畿	滋賀	0
東北	青森	2		京都	6
	秋田	0		大阪	23
	岩手	0		兵庫	2
	宮城	0		奈良	0
	山形	0	和歌山	1	
関東	福島	1	中国	鳥取	2
	茨城	0		島根	0
	栃木	11		岡山	1
	群馬	0		広島	2
	埼玉	12	四国	山口	0
	千葉	3		徳島	3
	東京	9		香川	0
	神奈川	15		愛媛	0
山梨	3	高知	0		
中部	新潟	1	九州	福岡	6
	長野	0		佐賀	0
	富山	0		長崎	4
	石川	0		熊本	1
	福井	3		大分	1
	岐阜	0		宮崎	1
	静岡	2		鹿児島	0
	愛知	0		沖縄	2
	三重	0			

一番多く、つづいて神奈川、埼玉の順となっているが、名古屋をかかえる愛知県に全く指導員が存在しないのは問題点であろう。全体的には指導員の存在する県は26、存在しない県は21となっている。指導員の絶対数が少ないのは否めない事実であるが、少なくとも各県にまんべんなく分散されることが必要である。

昭和53年11月に日本ライトハウスは、第1期から第7期までの講習会受講者109名のうち視覚障害関係の業務に従事していたとみられる98名について、いかに歩行訓練を実践しているかの調査をアンケート形式で実施した（実態調査報告、芝田、1979）。それによればなんらかの形で歩行訓練を実践していた者は69名（アンケート

回答者81名)であり、その実践率は64%にすぎなかった(表4は各期別の実践者を示している)。また、たとえ歩行訓練を実践しているといっても、盲児施設(施設数6、実践者数9)や盲学校(学校数10、実践者数17)では1日当りの平均訓練時間がわずか0.6時間と、訓練に費やす時間が極端に少ない。これは、2～3の施設を除いては主たる業務、たとえば、ケースワーカー、保母、教諭などのかたわらに歩行訓練を行なっていたためである。

この実態調査報告の結果から、いくつかの問題点を読みとることができる。現在の歩行訓練における問題点の第1は前述したように訓練時間が少ないということである。これは、専任の歩行指導員をおいている施設が極端に少ないため、この問題を解決するには、歩行指導員の資格制度を確立し、施設、盲学校そして可能であれば各福祉事務所に専任の歩行指導員を配置するといった行政的措置が必要であろう。第2としては地域(コミュニティー)、家族との協力及び他の施設、学校の歩行指導員との情報交換の場の必要性である。現在、日本視覚障害歩行訓練士協会が毎年1回研究会を開催しているが、内容的にはより一層の充実が望まれるし、また、全国的な研究会とは別に、近畿地方では関西歩行訓練士会が年3回の研究会を開催しているが、地方別、あるいは県別の情報交換、相互研修の場が必要であろう。

地 方	百分率(%)
北海道	3
東 北	2
関 東	44
中 部	5
近 畿	27
中 国	4
四 国	2
九 州	13

期	実践率(%)
第1期	45
第2期	46
第3期	71
第4期	57
第5期	73
第6期	63
第7期	81

#### 参考文献

芝田裕一、歩行指導員養成講習会修了者実態調査報告、第3回視覚障害歩行研究論文集、1979。